

岐阜県社会福祉審議会 議事要旨

1 日 時

令和5年10月19日（木） 13:25～14:35

2 場 所

岐阜県議会棟1階「第1会議室」

3 出席者

委 員 14名

事務局 8名（健康福祉部長、健康福祉部次長（福祉担当）、健康福祉政策課長、
地域福祉課長、高齢福祉課長、障害福祉課長、保健医療課長、
子育て支援課長）

4 意見交換

第5期岐阜県地域福祉支援計画について

5 報告事項

孤独・孤立対策に関する取組みについて

6 議事要旨（意見・質疑応答） ※⇒の部分は事務局の説明・回答

<第5期岐阜県地域福祉支援計画について>

- 重層的支援体制整備事業の中の相談支援に関して、相談窓口において利用者を見下したような言い方をされると、今後、相談に行かなくなってしまう。どのような相談であっても丁寧に受け止めてもらえるよう、相談員の教育をお願いする。
⇒ 最初に相談を受ける方の印象は大変重要である。県では、相談員や行政職員を対象に、相談支援コーディネーター養成研修を行っているが、こうした最も基本的な部分についても、カリキュラムに含めるか検討してまいりたい。

- 相談に行かない方が多いことが問題。福祉分野は、申告主義的なところが多いと感じる。また、包括的な支援体制におけるコーディネーター養成研修の受講者数を増やすことも大切だが、より親切に相談に乗っていただけるような体制づくりもやっていかなければならない。

- 相談員の専門的知識も大切だが、日常生活に関する相談には、相談員が当事者に寄り添って、当事者の話に耳を傾ける、「ピアカウンセリング」、「傾聴」が大切である。
- 相談者との意思疎通を欠く原因の一つに、相談員が専門的な用語を使うことが考えられる。可能な限り平易な言葉で対応できれば解消できるので、こういった接遇の部分についても、相談員の研修などで統一的に対応いただきたい。
- 相談者が求めていることは、今の状態を何とか改善してほしいということ。相談員が制度に精通していることも大事だが、相談者が頼れるような相談員を養成できるよう、相談員のカリキュラムを考えていただきたい。
- 少子高齢化により、小さな市町村や過疎地域では、福祉人材の確保が非常に困難となっている。過疎地域の福祉人材確保という点についても、「県地域福祉支援計画」の中にもう少し盛り込んでいただきたい。
- 個別計画として、高齢者や障がい者の計画もあるが、「県地域福祉支援計画」との関係を教えてください。
 - ⇒ 「県地域福祉支援計画」の中に、高齢福祉分野、障がい福祉分野について記載する部分があるが、高齢福祉の項目は高齢者の計画、障がい福祉の項目は障がい者の計画といった形で、それぞれの計画を見ていただくという構成になる。
なお、高齢者の計画、障がい者の計画と計画期間を整合させることで一体的に推進していく。
- 市町村も地域福祉計画を策定しているが、今回県で策定する「県地域福祉支援計画」との調整状況を教えてください。
 - ⇒ 市町村によって計画の改定時期や計画期間にばらつきがあるため、現時点では市町村との調整は特に行っていない。市町村から相談があれば、県計画の策定状況や策定方針について情報提供していきたい。
- 福祉分野への就職希望者や就職フェアの参加者は少ないので、福祉に対する社会的な評価を上げていく必要がある。
- 介護人材が不足する中で、介護ロボットやICTを活用することで業務の省力化につなげることができるので、こうした情報を広く展開・共有していくべき。